

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により、令和 2 年度定期監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾
御所市監査委員 池田 靖幸

令和 2 年度 定期監査結果報告書（第 3 次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
環 境 政 策 課	令和3年2月15日～2月19日	令和3年3月2日
環 境 業 務 課	令和3年2月15日～2月19日	令和3年3月2日
廃 棄 物 対 策 課	令和3年2月15日～2月19日	令和3年3月2日

2. 監査の対象事項

令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3. 監査の方法

監査は、御所市監査基準に基づき、監査計画に定める定期監査の重点項目及び着眼点に照らして実施した。

地方自治法第 1 9 9 条第 8 項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 池田 靖幸

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、監査の対象となった事務は概ね法令に適合し、正確に行われていると認められたが、一部に単純な誤謬に起因する等の軽易な誤り、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があるもの、早期に是正改善することが必要であるものが見受けられた。

そのため、監査当日に指摘を行ったものの内、意見・要望としたもの、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

定期監査 是正改善事項

【環境政策課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 書類関係について

① 文書の保存年限について、次の事例が見受けられた。

A 文書の保存年限とファイルの保存年限とに整合性のない事例が見受けられた。

《文書保存年限： 永年 ファイル保存年限： 10年》

・ 墓地使用権返納届のうち、墓地使用権の返納について

《文書保存年限： 永年 ファイル保存年限： 5年》

・ 不法投棄監視カメラ関係のうち、「御所市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要領」の制定について

【環境業務課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 決裁について

① 事業者のコンテナを破損させたことによる修理を相手方との委託契約とし、修繕料で支払われている事例が見受けられた。内容から賠償に関する案件と思われ、事故報告などの決裁が必要になるかと思われる。また、支出負担行為伺書において課長欄が後閲のままで押印がなかった。

・ コンテナ・修理